

# 予防技術検定模擬テスト

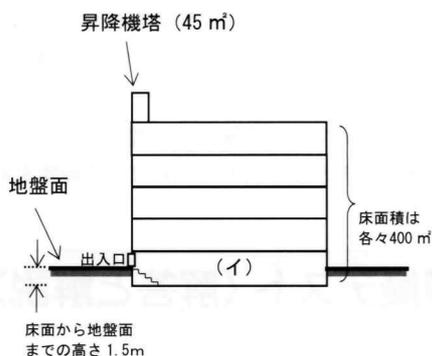
— 解説付 —

NO. 141

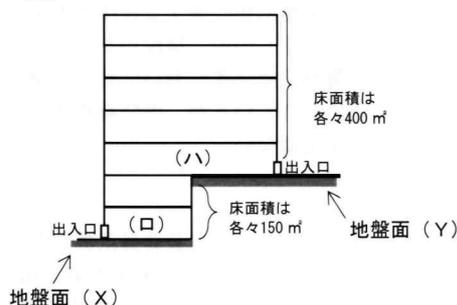
**【共通】問1** 次の(A)及び(B)に示す建築物の部分に係る次の記述のうち、建築基準法令上の用語の意義等として、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 建築物(A)の(イ)の階は、床面から地盤面までの高さが当該階の天井の高さの3分の1以上であるため、地階に該当する。なお、当該階の床は地盤面下にあるものとする。
- (2) 建築物(A)の昇降機塔は、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の10分の1を超えるため、階数に算入する。
- (3) 建築物(B)は、敷地が段地となっており、建築物の部分によって階数を異にする(地盤面(X)からみると7、地盤面(Y)からみると5)が、当該建築物の階数は、これらの階数のうち最大なものによるため、7となる。
- (4) 建築物(B)の(ロ)及び(ハ)の各階は、直接地上へ通ずる出入口があるため、いずれも避難階に該当する。

(A)



(B)



- ※ (A)及び(B)の建築面積は、いずれも400m<sup>2</sup>とする。
- ※ (A)及び(B)の各階における床面から天井の高さは、いずれも4mとする。
- ※ 昇降機塔のカッコ内は水平投影面積とする。

**【消防用設備等】問1** 消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の関係者は、消防法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を用いることができる。
- (2) 消防法第17条の3の2に規定する防火対象物の関係者は、当該防火対象物に特殊消防用設備等を設置したときは、総務大臣に届け出て、検査を受けなければならない。
- (3) 消防法第17条の3の3に規定する防火対象物の関係者は、当該防火対象物における特殊消防用設備等について、定期的に、消防設備士免状の交付を受けている者等に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、当該防火対象物は、特定防火対象物(延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上)であるものとし、当該特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画において、当該防火対象物の関係者が自ら点検することでは足りないとしてされているものとする。
- (4) 消防長又は消防署長は、防火対象物における総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

**【消防用設備等】問2** 次の(A)及び(B)に示す小規模特定用途複合防火対象物の部分で、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分に該当するものとして、法令上正しいものを1つ選べ。ただし、消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置すべきものは考慮しないものとする。

(A) 延面積 2,100m<sup>2</sup>



(B) 延面積 1,200m<sup>2</sup>



- (1) (A)の特別養護老人ホーム部分
- (2) (A)の事務所部分
- (3) (B)の宿泊施設部分
- (4) (B)の事務所部分

**【防火査察】問1** 消防法(以下、「法」という。)に基づく命令

**〔無線工学〕**

問1 答 (4)

解説 マイクロ波の波長は、1～10cmで、直進性が強い性質を持つため、特定の方向に向けて発射するのに適している。伝送できる情報量が非常に大きいことから、主に放送の送信所間を結ぶ固定の中継回線、衛星通信、衛星放送や無線LANに利用されている。この他、レーダーもマイクロ波の直進性を活用した利用システムの一つで、気象レーダーや船舶用レーダー等に利用されている。

**〔国民保護〕**

問1 答 (3)

解説 (1) 正しい。国民保護法第32条第1項参照。  
(2) 正しい。国民保護法第32条第2項第6号参照。  
(3) 誤り。国民保護法第34条第2項第3号及び第35条第2項第3号参照。国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項については、都道府県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める事項である。  
(4) 正しい。国民保護法第32条第3項及び4項参照。  
(5) 正しい。国民保護法第32条第5項参照。

**〔警防〕**

問1 答 (1)

解説 説示の実施者は、指揮本部長に限定することなく、指揮本部長が指定する指揮隊員等が行う。

消防司令問題

**〔消防法規〕**

問1 答 (4)

解説 (1) 必要であるため、誤り。  
(2) 実施基準を遵守するため、誤り。  
(3) 実施基準を尊重するため、誤り。  
(4) 正しい。  
(5) 協議は必要なく、遅滞なく公表するため、誤り。

**〔人事管理〕**

問1 答 (4)

解説 (1) 人口15万未満であるため、誤り。  
(2) 兼ねることはできないため、誤り。  
(3) 準司法的権限は同様であるため、誤り。  
(4) 正しい。  
(5) 準立法権であるため、誤り。

**〔地方自治制度〕**

問1 答 (5)

解説 (1) 必ずしも有しないため、誤り。  
(2) 都道府県の条例に委任されているため、誤り。  
(3) 附属機関であるため、誤り。  
(4) できるため、誤り。  
(5) 正しい。

**〔警防〕**

問1 答 (3)

解説 指揮本部長は、耐火造建物火災における活動方針の決定にあたっては、防災センター内の警報器及びセンター要員の情報の他、先行した消防隊からの情報や自身も建物全体から延焼状況の確認するなど、拙速を避け情報を収集し活動方針を決定する。

**〔救急〕**

問1 答 (5)

解説 総務省消防庁「緊急度判定プロトコル Ver.1.1 救急現場」表1に記載のとおり。白（非緊急）は、医療を必要としない状態。

問2 答 (5)

解説 化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の消防職員等による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈等について（令和元年12月4日付消防救第230号）別添1、記3及び4に記載のとおり。実施手順に従った対応を確実にを行うため、使用者はその使用に必要な研修を受けていることが望ましい。

問3 答 (4)

解説 第22条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条に規定する（第1類感染症、第2類感染症）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、（隊員、准隊員、救急自動車及び航空機等）の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を（消防長）に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第27条に定める消毒を講ずるものとする。出典「救急業務実施基準について」（昭和39年3月3日付 自消甲教発第6号）

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

問1 答 (2)

解説 (1) 建築基準法施行令第1条第2号参照。「地階とは、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものをいう」とされている。  
(2) 建築基準法施行令第2条第8号参照。「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以下のものは、当該建築物の階数に算入しない」とされている。設問の場合、昇降機塔（45㎡）<50㎡（＝建築面積400㎡÷8）となるので、当該建築物の階数に算入しない。  
(3) 建築基準法施行令第2条第8号参照。「建築物の一部が吹抜きとなっている場合や、建築物の敷地が斜面又は段地である場合など、建築物の部分によって階数を異にする場合において、当該建築物の階数は、これらの階数のうち最大なものによる」とされている。

- (4) 建築基準法施行令第13条第1号参照。「避難階とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう」とされている。

なお、消防法令において「避難階」は、「建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう」（消防法施行令第4条の2の2第2号）と定義されている。

**〔消防用設備等〕**

**問1 答 (2)**

- 解説** (1) 消防法第17条第3項参照。  
 (2) 消防法第17条の3の2参照。総務大臣ではなく、消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。  
 なお、消防法第17条の3の3の規定により検査を受けるべき消防用設備等又は特殊消防用設備等から除かれるもの（検査を受けなくともよいもの）は、消防法施行令第35条第2項において、簡易消火器具及び非常警報器具とする旨が規定されている。これらは、消防用設備等（消防法施行令第7条）に該当するものであり、現行の規定では、特殊消防用設備等については特段の定めはなされていないため、検査を受ける必要がある。  
 (3) 消防法第17条の3の3参照。

なお、消防用設備等又は特殊消防用設備等において消防設備士免状の交付を受けている者等に点検をさせなければならない防火対象物は、消防法施行令第36条第2項で規定されている。また、消防法施行規則第31条の3の2第8号において、設備等設置維持計画に定める事項として「点検に従事する者に関すること」が規定されている。

- (4) 消防法第17条の4第2項参照。

**問2 答 (4)**

**解説** 消防法施行規則の一部改正（平成27年2月27日付総務省令第10号）により、消防法施行規則第23条第4項第1号への規定が追加され、小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、一定の要件に該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分とされた。ここで、小規模特定用途複合防火対象物とは、「令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう」と定義されている（消防法施行規則第13条第1項第2号）。

なお、基本的な考え方や具体例等については、参考資料として「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の参考資料の送付について」（平成27年3月27日付 事務連絡）が発出されているので、参照されたい。

- (1) 特別養護老人ホーム部分は、消防法施行規則第23条第4項第1号へに該当せず、自動火災報知設備の感知器を設ける必要がある。  
 (2) 事務所部分の床面積が最も大きく、かつ、事務所

部分及び特別養護老人ホーム部分の床面積の合計が1,000㎡以上であるため、消防法施行規則第23条第4項第1号へに該当せず、自動火災報知設備の感知器を設ける必要がある。

- (3) 宿泊施設部分は、消防法施行規則第23条第4項第1号へに該当せず、自動火災報知設備の感知器を設ける必要がある。  
 (4) 事務所部分の床面積が最も大きく、かつ、事務所部分及び宿泊施設部分の床面積の合計が1,000㎡未満であるため、消防法施行規則第23条第4項第1号へに該当し、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない。

**〔防火査察〕**

**問1 答 (2)**

- 解説** (1) 消防法第3条第1項に基づく命令については、標識等の設置による公示が義務付けられていないので、不適當。  
 (2) 消防法第5条第3項により適當。  
 (3) 消防法第4条第1項に基づく命令については、標識等の設置による公示が義務付けられていないので、不適當。  
 (4) 消防法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の維持命令については、標識等の設置による公示が義務付けられているので、不適當。

**問2 答 (4)**

- 解説** (1) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (2) 立入検査マニュアルにより適當。  
 (3) 立入検査マニュアルにより適當。  
 (4) 実況見分は、消防法第4条第1項に基づく立入検査権に基づき実施されるものであるため、不適當。

**〔危険物〕**

**問1 答 (3)**

- 解説** (1) 第1類は酸化性固体、第6類は酸化性液体であり、いずれも可燃物との接触・混合を避けなければならない（消防法別表第1、消防法施行令第25条第1項第1号及び第6号参照）。  
 (2) 自然発火性とは空気中での発火の危険性を、禁水性とは水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性をいう（消防法別表第1、消防法施行令第25条第1項第3号参照）。  
 (3) 誤り。第5類の危険物（自己反応性物質）の貯蔵・取扱いにあたっては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けることとされている（消防法別表第1、消防法施行令第25条第1項第5号参照）。  
 (4) 第2類の危険物は可燃性固体であることから、酸化剤との接触・混合を避けなければならない（消防法別表第1、令第25条第1項第2号参照）。

**問2 答 (2)**

- 解説** (1) 製造所等の所有者等には、製造所等のハード面の基準維持義務が課せられている。消防法第12条第1項参照。  
 (2) 誤り。指定数量は、相対的に危険性が高い区